

# 鳥取縣公報

## 告示

◇鳥取縣告示第五百七十一号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号、第八條の規定により鳥取市議会議員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように再指定する。

昭和二十五年十一月二十一日

鳥取縣知事 西尾 愛治

記

昭和二十五年十一月二十一日から

昭和二十五年十一月二十二日まで

昭和二十五年十一月二十一日  
外 火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

鳥取縣公報 毎週 曜日発行(休日ニ當ル)  
火金 曜日発行(時ハ翌日)

昭和二十五年十一月二十一日  
外

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可